

# 特別養護老人ホームやまなみ王寿園重要事項説明書

当施設はご入居者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」と認定された方が対象となります。

## 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 王寿會
法人所在地	〒441-3123 愛知県豊橋市小松原町字浜41番地
代表者氏名	理事長 石原世光
電話番号	0532-21-3511
設立年月日	平成6年7月28日

## 2. ご利用施設

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設
施設の名称	特別養護老人ホームやまなみ王寿園
施設の所在地	〒441-3106 愛知県豊橋市中原町字西荒神11番地
総合施設長氏名	石原世光
管理者氏名	石原弘丈
電話番号	0532-41-5011
FAX番号	0532-41-5022
E-Mail	<a href="mailto:hero@oujukai.or.jp">hero@oujukai.or.jp</a>
入居定員	29名

## 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類			定員
施設	地域密着型特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームやまなみ王寿園	29人
施設	ユニット型短期入所生活介護	ショートステイサービスセンターやまなみ王寿園	10人

## 4. 施設の目的と運営の方針

- 1,利用者様、利用者様家族のありのままの姿を受け止め、利用者様の自己決定を尊重し、利用者様が望む生活の実現を目指します。
- 2,地域の皆様との日常の取り組みの中での関係作りに力を入れ、お互いにサポートし合える連携体制を整え、地域に密着したサービスの提供を目指します。
- 3,当施設職員は、専門職として常に知識、技術を深め、誠意、節度を持ち、共に過ごす人として日常の体験やその時の感情を共有し、その状況に寄り添うことが出来るサービスの提供を目指します。

## 5. 施設の概要

地域密着型特別養護老人ホーム

	敷地	9999.31㎡
建物	構造	鉄骨造 2階建
	延べ床面積	1820.38㎡
	利用定員	29名 (別にショートステイ10名)

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

	室数	備 考
居室	29	1・定員:1人 *いずれかのユニットに属し共同生活室に近接して一体的に設ける *ユニットの入居定員は10人以下 2・入居者一人当たりの床面積:11.01㎡以上 3・ナースコール設置
共同生活室	3	いずれかのユニットに属し入居者が交流し共同で日常生活を営む場所
食堂		
浴室	4	個浴・車椅子浴・大浴場
洗面設備	6	入居者が使用しやすいもの
トイレ	6	洋式
地域交流室	1	地域の方との交流の場(谷川王寿園内)
消火設備等		非常災害に際して必要な設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご入居者に特別にご負担いただく費用はありません。★居室の変更:ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可非を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 職員体制

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。令和6年8月1日現在

従業者の職種	員数	区 分				常勤 換算	指定 基準	保 有 資 格 等
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1					
医師	1				1		内科医 2名	
管理者	1		1			1	介護福祉士 17名	
生活相談員	1		1			1	正看護師 2名	
ユニットリーダー	4		4			3	准看護師 2名	
介護職員	27		20		7	10	介護支援専門員 2名	
看護職員	3	1		2		1	ユニットリーダー研修受講 3名	
介護支援専門員	1		1				管理栄養士 1名	
管理栄養士	1		1				柔道整復師 1名	
調理員	11		8		3			
機能訓練指導員	2		1		1			
事務員	0							

## 7. 職員の勤務体制

令和6年8月1日現在

従業者の職種	勤務体制	休暇・出勤日
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:40)常勤で勤務	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
医師	内科医 正規の勤務時間帯(10:00~12:00)非常勤嘱託	隔週日曜勤務 (第1・第3週)
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:40)常勤で勤務	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:40)常勤で勤務	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
介護職員	早番①(6:50~16:00)原則2名勤務 早番②(8:00~17:10) 日勤①(8:30~17:40)随時若干名 日勤②(9:00~18:10)随時若干名 日勤③(9:30~18:40)随時若干名 遅番①(11:40~20:50)原則2名勤務 遅番②(12:00~21:10)随時若干名 夜勤①(16:00~8:30)原則2名勤務 夜勤②(21:00~7:00)必要時 他に半日勤務・パートタイマー勤務等があります	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
看護職員	日勤①(8:00~17:10)常勤で勤務 日勤②(9:00~18:10)常勤で勤務 夜間は自宅待機をし、緊急時に対応します (看護体制加算Ⅰ、Ⅱ、看取り介護加算Ⅰ)	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:40)	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
介護支援専門員	正規の勤務時間 生活相談員兼務で勤務	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:40)	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
調理員	早番(6:00~15:10)原則1名 中番(9:00~18:10)原則1名 遅番(10:30~19:10)原則1名 他に半日勤務・パートタイマー勤務があります。	週休2日 (一か月単位変形労働時間制)
訪問歯科	歯科医師の指示の下、介護士に口腔ケアに係わる 技術的助言及び指導を行い、口腔ケアマネジメントに 関わる計画を作成する (口腔衛生管理加算Ⅰ)	毎週不定期

介護及び看護職員数は、入居者に対して3:1以上の割合で配置しています。



種 類	内 容
地域密着型施設 サービス計画	<p>入居者とご家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の課題、目標・達成時期等を記載した計画原案を作成する。</p> <p>○入居時は暫定プランとなる為、入居から1ヶ月以内に、ご本人・ご家族・担当職員・生活相談員 介護支援専門員・看護職員・管理栄養士等と検討し見直しのプランを作成します。</p> <p>○高齢者の身体状態は日々変化しています。毎月のモニタリングを基にケアの内容を常に検討しています。年2回以上の見直しをしていきます。</p>
社会生活上の 便宜	<p>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとする為、適宜レクリエーション・行事等を企画します。</p> <p>○主な行事 (花見・端午の節句・七夕会・敬老会・クリスマス会・新年祝賀会・節分 桃の節句・食事会・一泊旅行等)</p> <p>○外出レクリエーション (大型スーパー買物・外出喫茶等)</p> <p>常にご家族との連携を図り、入居者・家族との交流会の機会を確保するよう努めます。必要な行政手続きなどを入居者・ご家族が行なうことが困難な場合は、同意を得て代わって行ないます。</p>

## (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が入居者の負担となります。

### <サービスの概要>

#### ①金銭管理

- 金銭管理サービスをご利用いただきます。詳細は、以下の通りです。
- ・管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりする物:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証等
- ・保管管理者:施設長
- ・出納方法:手続の概要等は、別に定める「預り金管理規程」によります。
- ・利用料金:1ヶ月当り 1,620円

#### ②理髪サービス

- 月に2回、訪問理美容の理容師、美容師による理髪サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金:1回あたり1500円 (顔剃り・毛染め・パーマは別料金)

#### ③一部のレクリエーション、行事等

- 施設外での食事などについては、それに係わる介護に要する費用の実費をいただきます。
- 個別ケア等で発生した費用についてはそれに係わる介護に要する費用の実費をいただきます。
- 特別な行事に関しては参加費(実費分)をいただきます。

#### ④胸部ポータブル撮影。

- 健康診断時、立位にて撮影が出来ない方については胸部間接撮影費用を控除した額の負担をお願いします。

#### ⑤通常業務時間外(17:40～8:30)の救急車依頼時、同乗者の帰園手段(タクシー等)に生じた実費の負担をお願いします。

#### ⑥その他

- 日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者に負担頂くことが適当であるものの実費を負担いただきます。(パット代は含みません。)
- ・個人で特別に希望される物は実費を負担していただきます。(共同で使用するものは含まない)
- 例:栄養強化食品・入歯洗浄剤・電池・医療機関処方以外の薬・標準タイプ以外の車椅子・クッション  
基本寝具以外の寝具等

## (3) 利用料金のお支払方法

サービス利用料金及びサービスに係る費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日に以下の方法でお支払いいただきます。

- 基本的に金銭管理者が代行させていただきます。
- ・金融機関口座からの自動引き落とし(入居時に、口座を開かせていただきます。)
- 金融機関:豊川信用金庫 弥生支店

## (4) 入居中の医療の提供について

- 医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。医療費は医療保険適用により自己負担をしていただきます。

- |           |            |        |
|-----------|------------|--------|
| ① 松本歯科医院  | ⑤ こやま皮フ科   | ⑨ 二川病院 |
| ② 弥生病院    | ⑥ きくち眼科    | ⑩ 浜名病院 |
| ③ 田代泌尿器科  | ⑦ たつおクリニック |        |
| ④ 吉見耳鼻咽喉科 | ⑧ 豊橋医療センター |        |

(5) サービス利用料金 特別養護老人ホームやまなみ王寿園ご利用料金表

介護保険(1割負担)	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
		661単位/日	730単位/日	803単位/日	874単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日				
看護体制加算Ⅰ	12単位/日				
看護体制加算Ⅱ	23単位/日				
初期加算	30単位/日(入居後30日間のみ)				
安全対策体制加算	20単位/(入所時一回のみ)				
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月				
精神科を担当する医師に係る加算	5単位/日				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬全体の8.3%				
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	介護報酬全体の2.7%				
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	介護福祉士の数は入居者6に対して1以上かつ、要介護4、5の入居者の占める割合が70%以上等			
夜勤職員配置加算Ⅱ	46単位/日	人員基準+1人以上の介護・看護職員を夜間に配置			
※看取り介護加算Ⅰ	72単位/日	死亡日以前45日前~31日前			
	144単位/日	死亡日以前30日前~4日前			
	680単位/日	死亡日前々日、前日			
	1280単位/日	死亡日			
※療養食加算	6単位/回	糖尿食・減塩食等への対応			
※口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を提供すること			
※経口維持加算Ⅰ	400単位	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方の			
※経口維持加算Ⅱ	100単位	経口摂取の維持(水飲みテスト等により評価する)			
※排せつ支援加算	100単位/月	排泄障害等の入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成			
※個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出			
※科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	入居者ごとのADL値などの情報を厚生労働省へ提出すること			
※科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月	上記対応且つ必要に応じてサービス計画を見直すこと			
※ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	入居者のADL値を測定した情報を厚生労働省へ提出すること			
※ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	上記対応且つ調整済ADL利得を平均して得た値が2以上			
※退所前連携加算	500単位	1回限り			

・※印の加算は適応時のみ加算対象になります。上記のもの以外にも適用となる加算項目があります。

・介護保険負担割合が2割の方は2割負担、3割の方は3割負担となります。

【介護保険限度額認定証説明】

第一段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯等
第二段階	世帯全員が市民税非課税で課税収入が80万円以下
第三段階①	世帯全員が市民税非課税世帯で課税収入が80万円超120万円以下
第三段階②	世帯全員が市民税非課税世帯で課税収入が120万円超
第四段階	上記に該当していない方

【実費】

【介護保険負担限度額認定証】

段階	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
居住費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

※入院・外泊時の居住費は1日2,006円になります。

金銭管理費	1,620円(1ヵ月)
その他の実費	理美容費・医療費薬代・教養娯楽費等

1ヶ月のご利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
第一段階(1ヶ月)	60,883円	63,213円	65,679円	68,075円	70,372円
第二段階(1ヶ月)	63,583円	65,913円	68,379円	70,775円	73,072円
第三段階①(1ヶ月)	86,083円	88,413円	90,879円	93,275円	95,572円
第三段階②(1ヶ月)	107,383円	109,713円	112,179円	114,575円	116,872円
第四段階(1ヶ月)	130,813円	133,143円	135,609円	138,005円	140,302円

(1ヵ月は30日で計算をしています。記載してある1ヵ月のご利用料金は目安になります。)

※高額介護サービス費制度により、申請を行うと利用料自己負担分の一部が返金されます。	段階	負担上限額
	第1段階	15,000円
	第2段階	15,000円
	第3段階①②	24,600円
	第4段階	

※介護保険改正により介護保険料が変更になることがあります。

※地域加算により1単位10.14円で計算をします。

## 9.非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームやまなみ王寿園 防災計画」に則り対応を行います。					
王寿會職員の協力関係	非常時連絡網にて、全職員の応援を約束しています。					
非常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホームやまなみ王寿園防災計画」に則り年5回夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。					
	設備名称	有	無	設備名称	有	無
	スプリンクラー	あり		非常用電源	あり	
	非常階段	あり		屋内消火栓	あり	
	自動火災報知機	あり		非常通報装置	あり	
	誘導灯	あり		漏電火災報知機	あり	
	ガス漏れ報知器	あり				
非常時の訓練等防災設備	カーテン布団等は防災性のあるものを使用しております。					
消防計画等	防火管理者:石原弘丈 届出年月日:平成30年3月14日					

## 10.当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会・宿泊	面会時間 8:30～17:30（時間外であっても連絡頂ければ対応します。） 来訪者は、必ずその都度面会者カードご記入の上職員に提出して下さい。来訪者が宿泊を希望される場合は宿泊希望日前日までに連絡を下さい。但し、宿泊部屋がない為、居室での宿泊となります。 (寝具レンタル料1日1000円) また、来訪時に食事を希望される時は、前日までにご連絡下さい。 (朝食300円、昼食400円、夕食350円) 入居者の方へのお菓子、生もの等の差し入れに関しては職員に連絡して下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を外出外泊カードに記入し前日までに職員に連絡して下さい。外出外泊中の必要品等は実費となります。
嘱託医師・協力医療機関以外への受診	入居者、ご家族の希望医療機関への受診は基本的にはご家族等のご協力をお願いいたします。
入院時の対応と取り扱い	基本的にご家族等で行っていただきます。入院中の必要品等は実費となります。入院後概ね3ヶ月以内に退院する事が明らかに見込まれる時は、入居が継続して出来るように致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損などが生じた場合賠償していただく事があります。 車椅子等の機器を使用される場合は事前に職員に申し出て下さい。 ※家庭電化製品等の使用については必ず申込をして下さい。
喫煙・飲酒	原則建物内での喫煙は禁止します。 決められた時以外は飲酒できません。
迷惑行為等	騒音その他入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入居者の居室には立ち入らないようお願いいたします。
所持品の管理	衣類を始め生活用品を持参される時はあらかじめ名前の記入をして下さい。 名前のないものに関しては必ず職員に申し出て下さい。
所持金の管理	金銭を置いていかれるときには(トラブル防止のため)職員に申し出て下さい。
宗教・政治活動	施設内での入居者に対する宗教・政治活動はご遠慮下さい。
事故発生時の対応	緊急時事故時等対応マニュアルに沿って対応いたします。
第三者評価の実施状況	当施設においては第三者評価は実施しておりません。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止します。